

東日本大震災により被災した九州大学志願者の入学検定料の免除について

平成 26 年 6 月 19 日

九州大学では、被災者の経済的負担を軽減し、受験生の進学機会の確保を図るため、引き続き、平成 26 年度に実施する学部及び大学院入試において、次のとおり入学検定料免除の特例措置を実施することとしましたので、お知らせします。

また、入学後においては安心して勉学ができるよう経済支援として、入学料の免除、授業料の免除、災害特別奨学金の給付などの制度を実施しています。

入学検定料の免除を希望される方は、出願前に必ず下記までご連絡ください。

1 特例措置の対象となる入学者選抜試験

平成 26 年度に出願する本学の学部及び大学院入試（再入学、転入学、転学及び編入学に係る選考を含む）

（平成 26 年 10 月から平成 27 年 4 月までの入学）

2 措置内容

入学検定料の免除

3 免除の対象者

（1）東日本大震災における災害救助法が適用されている地域で被災した志願者で、次のいずれかに該当する方

- ① 主たる家計支持者が所有する自宅家屋が全壊、大規模半壊、半壊、流失した場合
- ② 主たる家計支持者が死亡又は行方不明の場合

《東日本大震災における災害救助法が適用されている地域》

岩手県、宮城県、福島県の全市区町村

青森県、茨城県、栃木県、千葉県災害救助法適用市区町村

（2）居住地が福島第一原子力発電所事故により、避難指示区域（計画的避難区域を含む）に指定された方

4 申請方法

事前に下記 6 の問合せ先に連絡し、該当すると判断された方は、所定の申請書類を出願書類とともに提出してください。

なお、この場合は、出願時に「入学検定料」を払い込まないでください。

5 申請書類

- （1）「入学検定料免除申請書」（本学ホームページからダウンロード）
- （2）「り災証明書」（上記 3 の①に該当する方）
- （3）「死亡又は行方不明を証明する書類」（上記 3 の②に該当する方）
- （4）「被災証明書」（上記 3 の(2)に該当する方）

6 問合せ先

【学部入試】学務部入試課（092-642-2265）

【学部編入学】

- | | |
|-----------------|------------------|
| ・文学部（642-2356） | ・法学部（642-3166） |
| ・経済学部（642-2439） | ・理学部（642-2529） |
| ・工学部（802-2722） | ・芸術工学部（553-4587） |

【大学院入試】

- ・人文科学府（642-2356）
- ・地球社会統合科学府（802-5786）
- ・人間環境学府（642-3105）
- ・法学府（642-3166）
- ・法務学府（642-4166）
- ・経済学府（642-2439）
- ・理学府（642-2529）
- ・数理学府（802-5786）
- ・システム生命科学府（642-4279）
- ・医学系学府（保健学専攻を除く）（642-6025）
- ・医学系学府保健学専攻（642-6680）
- ・歯学府（642-6261）
- ・薬学府（642-6541）
- ・工学府、システム情報科学府（802-2722）
- ・芸術工学府（553-4587）
- ・総合理工学府（583-7512）
- ・生物資源環境科学府（642-2814）
- ・統合新領域学府ユーザー感性学専攻・ライブラリーサイエンス専攻（642-7069）
- ・統合新領域学府オートモーティブサイエンス専攻（802-3859）

入学検定料免除申請書

平成 年 月 日

九州大学総長 殿

(請求者)

受付番号 (大学側で記入)

入学者選抜試験の種類

出願学部

志願者氏名

印

住 所

電 話

平成 23 年 3 月 11 日に発生した東日本大震災において、下記のとおり被災しましたので、り災証明書等を添付の上、入学検定料の免除を申請します。

記

被災状況 (該当箇所をチェックしてください。)

- 全壊 大規模半壊 半壊 流失
- 学費負担者死亡又は行方不明
- 福島第一原子力発電所事故による避難指示区域
(計画的避難区域 帰還困難区域 居住制限区域 避難指示解除準備区域)